

【G-ライフル協会】年少射撃資格者の指導用の空気拳銃の所持に関する推薦 年少射撃資格者の指導用の空気拳銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第6項の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる空気拳銃

対象となる空気拳銃は、単身単発の競技用空気拳銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満25歳以上の者。ただし、申請者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第43条第1項の推薦を受けている場合にあっては、21歳以上の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）
- (3) 法第9条の3に基づく空気銃（空気拳銃を含む。以下同じ。）の射撃指導員
- (4) 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気拳銃射撃競技のための空気拳銃の射撃の指導を受ける満14歳以上18歳未満の年少者の会員又はその候補者がいる者
- (5) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（コーチ3以上）または日本ライフル射撃協会が主催若しくは指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) 年少射撃資格者の射撃指導に供するため空気拳銃を所持しようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。
申請にあたっては誓約事項（誓3）に同意するとともに、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（コーチ3以上）または日本ライフル射撃協会が主催若しくは指定するライフル射撃に関する講習会修了証と当該空気拳銃を

所持しようとする者の指導を受けることとなる者を記載した年少射撃資格者・候補者一覧（名 1）を添付（アップロード）することにより完了する。

- (2)申請者が所属する都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体は、電子推薦申請をした者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、承認ボタンを押下する。
- (3)日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての指導用空気拳銃所持推薦依頼書（依 4）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4)日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について以下を日本ライフル射撃協会に交付する。
法第 5 条の 2 第 6 項の推薦に係る規則別記様式第 15 号の推薦書（推 6）正副各 1 通
- (5)日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本 1 通及び写しを加盟団体に交付する。
- (6)加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7)推薦書は 1 銃につき 1 通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。

5. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により射撃指導に供するため所持の許可を受けて空気拳銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ②誓約事項に違反したとき
- ③指導を受ける年少射撃資格者又はその候補者の不在の期間が 1 年間を超えるとき
- ④誓約事項に違反したとき
- ⑤その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1)日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦により射撃指導に供するため所持の許可を受けて空気拳銃を所持している者が取り消しの基準に該当するにいたつたと認めるときは、推薦取消上申書（上 2）1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2)推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消依頼書（頼 2）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。

- (3)日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（消2）1通並びに推薦取消通知書（通2）正本1通及び写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。
- (4)日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを電子推薦申請を適合と判定した加盟団体に送付する。

附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。